

愛知県行政書士会 尾北支部

1. 支部規則 (R6.5.11)
2. 支部長推薦規則 (R5.4.22)
3. 慶弔慰見舞金支給内規 (R6.3.29)

() 内は最終改正日

愛知県行政書士会尾北支部規則

(名称及び組織)

第1条 この支部は、愛知県行政書士会尾北支部（以下「支部」という。）と称し、別表に掲げる区域内に事務所を有する会員（行政書士及び行政書士法人）をもって、組織する。

(用語)

第2条 この規則で本会とは、愛知県行政書士会をいい、会則とは愛知県行政書士会会則をいう。

(目的)

第3条 この支部は、会則第59条（設置等）に定める目的及び支部の目的達成のため、必要な事業を行う。

(事務所)

第4条 支部の事務所は、その支部長事務所内に置く。

(支部会員名簿)

第5条 支部は、行政書士名簿の写しを編綴したものを支部会員名簿とし、これを備えなければならない。

2 本会から行政書士名簿の記載事項について変更の通知があったときは、支部会員名簿の記載事項を整理しなければならない。

3 所属会員が本会から登録の抹消等、会員としての資格を喪失する旨の通知を受けたときは、その者を支部会員名簿から除き、退会者名簿に編綴し、1年間保存しなければならない。

(支部役員)

第6条 支部には、次の役員を置く。

支部長	1人
副支部長	2人以内
幹事	7人以内
監事	2人以内

(役員を選任)

第7条 役員は、支部総会において、所属支部の行政書士である会員（以下「個人会員」という。）のうちから選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は就任後2回目の定時総会の終結時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、他の役員任期の残任期間と同一とする。

3 役員が任期満了又は辞任により退任した場合において、役員定数を欠くにいたったときは、その役員であった者は、後任の役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

4 役員は会員でなくなったとき、又は総会において解任の議決があったときは退任する。

(役員職務)

第9条 支部長は、支部を代表し、支部の事務を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代理し、又は欠員となったときは、その職務を行う。
- 3 幹事は、支部長の定めるところに従い、支部の事務を分掌する。
- 4 監事は、支部の資産並びに会計に関する監査を行う。

(支部総会)

第10条 支部長は、毎会計年度終了後2月以内に定時の支部総会を開催しなければならない。支部総会は、支部の個人会員をもって構成する。

- 2 支部長は、必要があると認めるときは臨時に支部総会を開催することができる。
- 3 支部長は、個人会員総数の5分の1以上の個人会員から会議に付議すべき事項を示して、臨時支部総会の招集の請求があったときは、1月以内に総会を招集しなければならない。
- 4 支部総会の招集は、定時支部総会は開催日の1月前までに、臨時支部総会は開催日の7日前までに、日時、場所及び付議すべき事項を個人会員に通知しなければならない。その通知方法は書面又は電磁的方法によることができる。
- 5 支部総会の議事は、これを議事録に作成し、議事並びに当該会議に出席した者のうちから、議長が指名した個人会員はこれに署名、捺印しなければならない。

(支部総会の議決事項と議事の方法)

第11条 次に掲げる事項は、支部総会の議決を経なければならない。

- 一 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - 二 支部規則の制定及び変更に関する事項
 - 三 支部役員を選任及び解任に関する事項
- 2 支部総会は、個人会員総数の4分の1以上の個人会員が出席しなければ会議を開くことができない。この場合においてやむをえない理由のために総会に出席できない個人会員は、あらかじめ通知された事項について、他の個人会員にその表決権の行使を委任した個人会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 3 支部総会の議事は、出席した個人会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 前項の規定にかかわらず、支部規則の制定及び変更並びに支部役員を選任及び解任については、出席した個人会員の3分の2以上の多数の同意をもって議決しなければならない。
 - 5 支部総会の議長及び副議長は出席した個人会員のうちから選任する。但し、出席した個人会員に異議のないときは、指名推薦の方法により選任することができる。
 - 6 議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(支部役員会)

第12条 支部長は、支部の業務執行上必要があると認めるときは、支部役員会を開催することができる。

- 2 支部役員会は支部長が招集する。
- 3 支部役員会の招集は、その開催日の7日前までに、日時、場所及び付議すべき事項を支部

役員に通知しなければならない。但し、緊急を要するときは、この限りではない。

4 支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

5 支部役員会は、その構成員の3分の2の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 支部役員会の会議は出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 支部役員会の議事は、これを議事録に作成する。

(支部役員会の審議事項)

第13条 支部役員会は、次の事項を審議する。

- 一 支部総会に付議する議案の審議に関する事項
- 二 支部長から諮問を受けた事項の審議に関する事
- 三 その他、支部運営の執行に関する事項

第14条 削除

(支部の会計)

第15条 この支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 支部の運営は、支部会費、支部交付金、寄附金その他の収入をもって行う。

3 支部会費は、各年度4月1日時点で支部に在籍する個人会員及び法人会員共に各々年額4千円とし、本会の上期の会費徴収時に一括して納入するものとし、会計年度の中で入会した個人会員及び法人会員は、入会した日の属する年額分から会費を納入しなければならない。ただし、10月1日以降の入会者については、入会年度に限り、年額2千円を納入するものとする。また、支部会費の返金及び減額は、年度途中での退会、転出などその理由の如何を問わずすることはできない。

4 支部長は、支部の会計に関する帳簿を整え、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

5 支部の資産は、支部長が管理する。

6 支部役員報酬、その他支部の運営に役務を提供した会員の日当、旅費、実費弁償費用等は支部役員会の定めるところによる。

(会長への報告)

第16条 支部長は、第10条及び第11条に規定する支部総会に関する事項、その他支部の行事を施行したときは、その結果を会長に通知、又は報告しなければならない。

(顧問及び相談役)

第17条 支部長は、支部役員会の議を経て顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、第12条に規定する支部役員会に出席し意見を述べるができる。

3 顧問・相談役の報酬等については、第15条第6項を準用する。

(班長)

第17条の2 支部は、必要がある場合には支部役員会の決議により、班長を置くことができる。

- 2 班長は、支部役員会において、個人会員のうちから選任する。
- 3 班長は、その事務所の所在する別表に掲げる区域内の役員の職務を補佐する。
- 4 班長につき必要な事項は、支部役員会で決める。

(会則の準用)

第18条 この規則に定めのないもので、支部運営に必要な事項は、会則の規定を準用することができる。

附 則 1

この規則は、平成8年4月27日から施行する。

附 則 2

この規則は、愛知県行政書士会会則の一部を改正する会則の認可の日から適用し、平成16年8月1日から施行する。

附 則 3 (平成26年4月27日)

この規則は、平成26年4月27日から施行する。

附 則 4 (令和6年5月11日)

この規則は、令和6年5月11日から施行する。

別 表

犬山市	江南市	岩倉市	丹羽郡扶桑町	丹羽郡大口町
-----	-----	-----	--------	--------

愛知県行政書士会尾北支部支部長推薦規則

第1条 愛知県行政書士会尾北支部規則（以下「規則」という。）第7条に基づき総会において選任する規則第6条に定める役員の内、支部長の推薦方法は、この規則の定めるところによる。

2 支部長の選任方法は、支部長推薦委員会（以下「委員会」という。）により支部長候補者を選考し、総会で決議する方法とする。

第2条 支部の会員で支部長として推薦を受けようとする者は、総会開催月の前月の応当日までに支部長に申し出なければならない。

2 幹事は、支部長として推薦を受けようとする者の推薦をすることができる。この場合前項の規定を準用する。

3 支部長は、前2項の者を委員会に付議しなければならない。

第3条 前条の規定にかかわらず推薦委員も支部長としての推薦を受けようとする者を委員会に推薦することができる。

第4条 推薦委員の選任は、原則として各幹事が自己の所属する地区内の会員の内から各1名を選任する。

2 幹事は、推薦委員となる。

第5条 委員会は、第4条の推薦委員で構成され、委員長1名、副委員長1名を出席した委員の中から選任する。

第6条 初回の委員会は総会期日の30日前迄に支部長が招集して、開催しなければならない。2回目以降は委員長が招集する。

2 委員会は、推薦委員の過半数の出席がないと成立しない。

3 委員会は、支部長に出席を求めることができる。

第7条 委員長は、総会において、推薦選考経緯及び支部長候補者の氏名を報告しなければならない。

2 正副委員長及び支部長推薦委員の任期は、支部長改選を行う総会の終結の時までとする。

第8条 委員会は、支部長候補者を推薦するにあたり、法令及び会則に反しない範囲で推薦をしなければならない。

2 委員会は、支部長、副支部長及び顧問、相談役の意見を聞くことができる。

第9条 委員会は、第2条第3項により付議された者及び第3条により推薦された者について審議し、推薦委員による過半数の賛成のあった者を支部長候補者に推薦する。ただし、次条により受諾

の意志のないことが明らかになったときはこの限りではない。

第10条 委員会は、前条により支部長候補者に推薦された者に対して、受諾する意志の有無を確認するための期日を指定し、回答を求めなければならない。指定の期日までに回答のない場合は、受諾の意志が無いものとみなす。

第11条 委員会は、委員長及び副委員長を支部長候補者に推薦してはならない。

第12条 本規則に定めのない事項については、支部役員会の定めるところによるものとする。

第13条 この規則を改廃する場合は、支部役員会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月22日から施行する。

愛知県行政書士会尾北支部慶弔慰見舞金支給内規

第1条 愛知県行政書士会尾北支部はこの内規の定めるところにより、個人会員(以下「会員」という。)が次条に該当することとなった時は、慶弔慰金又は見舞金を支給する。

第2条 慶弔慰金又は見舞金を支給する事由は、次のとおりとする。

- 一 会員が尾北支部会員として満30年間在籍したとき
- 二 会員又はその配偶者が死亡したとき
- 三 会員の一親等の血族及び同居の一親等の姻族が死亡したとき
- 四 会員が重大な災害を被ったとき
- 五 その他支部役員会の協議により決定したとき

2 前項四号の重大な災害とは、自然災害(地震、水害、風害等による床上浸水又は家屋の全半壊をいう。)、又は火災による半焼以上の被害をいう。ただし、事務所、自宅のいずれか一方を適用の範囲とし、一時期に1件までとする。

第3条 慶弔慰金又は見舞金の支給額は、次のとおりとする。

- 一 慶 祝 金 支部会員として30年間在籍 祝金 20,000円
- 二 死亡弔慰金
 - イ 会員 供花一对・香料 20,000円
 - ロ 会員の配偶者並びに会員の一親等の血族及び同居の一親等の姻族 供花一对・香料 10,000円ただし、葬儀などの終了後、支給する場合は香料のみ
- 三 自然災害等見舞金 10,000円

第4条 慶祝金は、満年の次の総会時に手交する。ただし、総会欠席の場合は、支部役員等より伝達するものとする。

2 弔慰金又は見舞金を支給する事由が生じた日の翌日から2年が経過した場合は、当該弔慰金又は見舞金を支給しない。

第5条 天災等予想し得ない災害により、一時に多数の会員等が対象となり、支部の予算に重大な影響を及ぼすと認められる場合、支部長はこの内規にかかわらず支部役員会の議を経て、支給の延期もしくは減額または停止をすることができる。

第6条 この内規を改廃する場合は、支部役員会の議決を経なければならない。

第7条 第2条の規定に該当すると認められる事項を認知したときは、支部長又は支部役員に連絡するものとする。

2 その他必要事項については、支部役員会で協議する。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

この内規は、平成7年7月14日から施行する。

この内規は、平成23年1月14日から施行する。

この内規は、令和6年3月29日から施行する。